

建設業許可申請をお考えの方へ

胆振総合振興局室蘭建設管理部
建設行政室建設指導課土木係

▽ 建設業許可を要しない建設工事は、次のとおりです。

- ・ 建築工事にあつては、
 - (1) 1件の請負代金が1,500万円未満の工事
 - (2) 請負工事がかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事
- ・ 建築一式工事以外の建設工事にあつては、1件の請負代金が500万円未満の工事

▽ 元請業者が1件の工事につき、一時下請業者に出す金額の合計が、下記の額を超える場合は、特定建設業の許可が必要となります。

(元請業者以外が下請け業者に出す場合は、この限りではありません。)

- ・ 建築一式工事 6,000万円
- ・ 建築一式工事以外 4,000万円以上

1. 建設工事の種類 (次のとおり29業種あります。)

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
 - ・ 一式工事とは、総合的な企画、指導等のもとに行う工事のことをいい、2業種以上の専門工事の組み合わせとなっているものをいいます。
土木一式工事であれば橋梁工事やダム工事など公共工事等、
建築一式工事であれば住宅建築工事等です。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (3) 大工工事 | (17) 塗装工事 |
| (4) 左官工事 | (18) 防水工事 |
| (5) とび・土工コンクリート工事 | (19) 内装仕上工事 |
| (6) 石工事 | (20) 機械器具設置工事 |
| (7) 屋根工事 | (21) 熱絶縁工事 |
| (8) 電気工事 | (22) 電気通信工事 |
| (9) 管工事 | (23) 造園工事 |
| (10) タイル・レンガ・ブロック工事 | (24) さく井工事 |
| (11) 鋼構造物工事 | (25) 建具工事 |
| (12) 鉄筋工事 | (26) 水道施設工事 |
| (13) 舗装工事 | (27) 消防設備工事 |
| (14) しゅんせつ工事 | (28) 清掃施設工事 |
| (15) 板金工事 | (29) 解体工事 |
| (16) ガラス工事 | |

2. 許可の要件

a) 経營業務管理責任者(常勤)

- 次のいずれかに該当する現在常勤の役員または個人事業主であること。
- (1) 許可を受けようとする建設業の業種に関し、5年以上の管理責任者の経験を有する者
 - (2) 許可を受けようとする建設業以外の業種に関し、6年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
 - (3) 許可を受けようとする建設業の業種に関し、6年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経營業務を補佐した経験を有する者
- <確認書類> 商業登記簿謄本(履歴事項、閉鎖事項)、確定申告書(個人事業の場合)、建設業許可通知書、契約書、注文書、請求書(入金の確認出来る通帳も併せて確認)など。

b) 専任技術者(常勤)

- 次のいずれかの資格を持つ常勤の技術者が必要です。
- (1) 国土交通省が定める学科+実務経験(実務経験を証明する書類が必要)
 - ・ 高校卒・・・・ 国土交通省が定める学科を修めた者+5年以上
 - ・ 短大・大学卒・・ 国土交通省が定める学科を修めた者+3年以上
 - (2) 10年以上の実務経験(実務経験を証明する書類が必要)
 - (3) 免許資格(資格によって実務経験を証明する書類が必要)
- <確認書類> 資格・免許証、卒業証明書、契約書、注文書、請求書(入金の確認出来る通帳も併せて確認)等

c) 財産的基礎又は金銭的信用

- 次のいずれかで500万円以上が必要です。
- (1) 直前の決算報告書の純資産合計(資本金+法定準備金+剰余金)
 - (2) 資金の調達する能力(銀行の残高証明書)

3. 申請方法及び手数料

建設業許可申請書を北海道庁のホームページからダウンロードして作成し、正本1部、副本2部(計3部)を胆振総合振興局建設指導課へ提出してください。

申請手数料は、9万円です。 ※北海道収入証紙でご用意ください。